

# 行政文書管理規程の改正について

## 1 報告の経緯

行政文書管理規程については、平成 26 年度の県庁組織改編に伴い改正する必要が生じたが、今回の改正は行政文書の管理方法の変更ではなく、管理制度運営上の形式的な変更であることから、改正後、委員会に事後報告することとしていた。

平成 26 年 3 月 31 日付けで同規程を改正したことから、今回報告するもの。

## 2 平成 26 年改正の概要

広域本部等の組織改正に伴い、次の改正を行った。

総合的地方出先機関である「広域本部」及び「地域振興局」の総務振興課の再編に伴い、文書取扱主任にある者の職名の改正等。  
公文書の記号及び番号の整理等。

## 3 改正内容

### 文書取扱主任及び文書取扱担当者（第 6 条）

#### (1) 文書取扱主任

本庁…庶務関係を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹、課長補佐及び主幹を置かない場合にあつては参事）の職にある者

#### 文書管理出先機関（広域本部本部組織）

県央広域本部…総務調整課長、振興課長、税務部総務課長、農林部総務課長、土木部総務課長

県北広域本部…総務課長、玉名総務課長

県南広域本部…総務課長

天草広域本部…総務振興課長

#### 文書管理出先機関（振興局）

振興局（菊池、八代、上益城を除く）…総務振興課長

菊池振興局、八代振興局…総務課長

上益城振興局…総務振興課長、総務出納課長

熊本農政事務所、熊本土木事務所…総務課長

上記以外の個別出先機関…個別出先機関の長が職員のうちから指定する者

#### (2) 文書取扱担当者

本庁…各課（センター）長が、庶務関係の職員のうちから指定する者

#### 文書管理出先機関（広域本部本部組織）

…文書管理者が次の所属の職員のうちから指定する者

- 県央広域本部・・・総務調整課、振興課、税務部総務課、農林部総務課、土木部  
総務課
- 県北広域本部・・・総務課、玉名総務課
- 県南広域本部・・・総務課
- 天草広域本部・・・総務振興課
- 文書管理出先機関（振興局）  
・・・文書管理者が次の所属の職員のうちから指定する者
- 振興局（菊池、八代、上益城を除く）・・・総務振興課
- 菊池振興局、八代振興局・・・総務課
- 上益城振興局・・・総務振興課、総務出納課
- 熊本農政事務所、熊本土木事務所  
・・・文書管理者が総務課の職員のうちから指定する者
- 上記以外の個別出先機関・・・個別出先機関の長が職員のうちから指定する者

#### 4 改正点

資料 8 - 2 「熊本県行政文書管理規程新旧対照表」のとおり